

指定管理施設に係る逸失利益（風評被害による営業損害）の損害賠償について

○霊山こどもの村（平成 23 年 3 月～平成 23 年 11 月期分）

1. 請求者 社団法人 霊山こどもの村管理会
2. 請求 請求書送付日 平成 24 年 1 月 27 日
請求額 15,993,689 円
3. 東電からの合意書通知 平成 24 年 2 月 9 日作成
平成 24 年 2 月 13 日到着
15,993,691 円
4. 合意書返送日 会長確認後
5. 入金予定 東電受付処理後約 10 日程度との回答

○りょうぜん紅彩館（平成 23 年 3 月～平成 23 年 11 月期分）

1. 請求者 社団法人 霊山こどもの村管理会
2. 請求 請求書送付日 平成 24 年 1 月 23 日
請求額 12,990,972 円
3. 東電からの合意書通知 平成 24 年 2 月 2 日作成
平成 24 年 2 月 6 日到着
12,990,976 円
4. 合意書返送日 平成 24 年 2 月 9 日
5. 入金予定 東電受付処理後約 10 日程度との回答

○つきだて花工房（平成 23 年 4 月～平成 23 年 11 月期間分）

1. 請求者 一般社団法人 つきだて振興公社
2. 請求 請求書送付日 平成 24 年 2 月 14 日
請求金額 10,783,067 円（東電で審査中）
3. 東電からの合意書通知 平成 24 年 月 日作成
平成 24 年 月 日到着
円
4. 合意書返送日 平成 年 月 日
5. 入金予定 東電受付処理後約 10 日程度との回答

○今後のスケジュール

3ヶ月単位での賠償請求となるため、11月期までの額が確定しているこどもの村及び紅彩館について、3月初旬に12月～2月期分の請求を再度実施予定

花工房については、11月期分までの回答額により、合意の判断及び12月～2月期の請求の時期がずれ込む可能性がある。